

[事案 30-4] 手術・入院給付金支払等請求

・平成 31 年 1 月 25 日 裁定不調

<事案の概要>

自傷行為ではないことを理由に、手術・入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腹部刺創により手術を受け入院したので、平成 29 年 1 月に転換により契約した利率変動型積立保険にもとづき給付金を請求したところ、自傷行為であるとして、不支払いとなったうえ、転換時に告知義務違反があったとして契約が解除された。しかし、以下等の理由により、手術給付金および入院給付金を支払い、契約解除を取り消してほしい。

- (1) 深夜に自宅玄関を訪問した何者かによって左脇腹を刺され、受傷した。
- (2) 不告知とされた病気や投薬歴は、転換前に募集人に伝えていた。
- (3) 保険会社に提出されていた告知書は、自分が作成したものと内容は概ね同一であるが、明らかに自分の筆跡ではなく、病名にも誤字等がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、「故意または重大な過失」により給付金の支払理由に該当した場合に給付金を支払わないことが定められているが、申立人は、本受傷の原因が「故意または重大な過失」ではないと立証していない。
- (2) 転換に際し、募集人は申立人からうつ病の受診歴について聞いたことはなく、告知書の代筆等も行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の告知妨害等があったとは認められないものの、以下の理由等により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 約款では、告知義務違反による契約解除が有効である場合、給付金は支払われないが、給付金の支払理由の発生が解除の原因となった事実によらないことを申立人が立証した場合には、例外的に支払われる旨が定められている。判例・通説では、この例外に該当するには、保険事故の発生と不告知事実との間に因果関係が全く認められないことが必要で、認める余地がある場合には因果関係がないとは言えないとされる。
- (2) 本受傷と告知義務違反とされたうつ病による受診歴との間の因果関係について、本受傷がうつ病に伴う自傷行為によるものであった可能性が完全には否定できない。
- (3) 他方、保険会社は、約款において被保険者の「故意または重大な過失」により給付金の支払理由に該当した場合に給付金を支払わない旨が定められていることも給付金不支払いの理由に挙げているが、この立証責任は保険会社にあると考えられる。

(4) 保険会社は、医師の回答書等、警察への聴取結果、被保険者の自傷行為の病歴等から、第三者の関与が認定できないと主張するものの、本受傷が申立人の故意または重大な過失によると認められるだけの証拠は存在せず、保険会社の主張を認めることはできない。